

**千葉県自転車を活用したまちづくり条例の一部改正（案）について
～自転車保険等への加入を義務化します～**

【条例を改正する背景】

自転車は、子どもから高齢者まで幅広い世代にとって手軽に利用できる乗り物である一方、運転中の事故により、誰もが加害者になる危険性を有しています。

全国では、**高額な賠償命令**が出される死亡事故などが発生しており、事故の被害者救済と加害者の経済的負担が軽減されるよう、平成29年7月に本条例にて自転車保険等（以下「保険」という。）への加入を努力義務としました。

本市Webアンケートによる保険加入率は、平成29年6月においては49%であったところ、令和元年8月においては61%まで向上しましたが、令和2年6月においても61%と横ばいであったため、更なる加入促進を図る必要があります。

また、平成31年2月に、国から加入促進を図るための条例制定をサポートする標準条例が示され、全国的に義務化への気運が高まってきていること、保険加入を「義務化」した自治体では、加入促進に高い効果が上がっていることから、義務化による加入促進への効果が期待できます。

【方針】

条例改正により、**保険加入の義務に関する規定を強化**することで、より一層の保険加入の促進を図ります。

高額賠償となった事故例

	判決日	賠償金額
1	平成17年11月	5,000万円
2	平成19年4月	5,438万円
3	平成20年6月	9,266万円
4	平成25年7月	9,520万円
他1,000万円以上の高額賠償件数9件		

【条例の一部改正概要】

◎保険加入等について以下の義務、努力義務を規定（罰則は規定しません）

対象者	現 行	改 正 後	
自転車利用者	保険に加入するよう努める	努力義務 保険に <u>加入しなければならない</u>	義務
保護者	保護する未成年者が自転車を利用するときは、保険に加入するよう努める	努力義務 保護する未成年者が自転車を利用するときは、保険に <u>加入しなければならない</u>	義務
自転車貸出業者	—	— 貸付自転車を利用させるときは、保険に <u>加入しなければならない</u>	義務
事業者	事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、保険に加入するよう努める	努力義務 事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、保険に <u>加入しなければならない</u>	義務
	—	— 自転車を利用して通勤する従業員に対し、保険の <u>加入の有無を確認するよう努めなければならない</u>	努力義務
自転車小売業者	—	— 自転車購入者に対し、保険の <u>加入の有無を確認するよう努めなければならない</u>	努力義務

【今後のスケジュール】

令和2年8月3日～9月2日
パブリックコメントの実施



令和2年11月
第4回定例会に提出



令和3年4月1日
改正条例施行

※施行にあたっては、市政だよりやホームページ等で周知を図る。